佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷

教育総務課 教育庁及び教育機関の情報セキュ

佐賀県教育委員会規則第1号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。									
改正前				改正後					
(課の分掌事務)				(課の分掌事務)					
第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。			第	第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。					
教育総務課				教育総務課					
(1)~(20) 略				(1)~(20) 略					
			<u>(</u>	(21) 教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。					
			<u>)</u>	(22) 教育情報システムの管理に関すること(他課の所管に属す					
				<u>るものを除く。)。</u>					
教育振興課~文化財課 略				教育振興課~文化財課 略					
(室)				(室)					
第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特				第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特					
別支援教育室を、学校教育課に教育情報化支援室 <u>及び</u> 人権・同和									
教育室を置く。				育室 <u>及び全国高総文祭開催準備室</u> を置く。					
2 略				2 略					
第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に				第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に					
掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者				掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者					
は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理				は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理					
する。				する。					
職	課又は室	職務		職	課又は室	職務			

情報主幹

改正前			改正後		
					リティに関する調査及び企画事務 教育情報システムの管理に関する 調査及び企画事務
企画主幹	略		企画主幹	略	
略			略		

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。